

甲賀市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を
改正する条例案要綱

1 改正の理由

「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令」が一部改正され
令和 7 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、「甲賀市非常勤消防団員に係る退職
報償金の支給に関する条例」の一部を改正するものです。

2 改正の概要

- (1) 消防団員の処遇改善を図るため、消防団員退職報償金の勤務年数区分に、
新たに「35 年以上」区分を追加します。

【別表関係】

- (2) この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものとします。

【付則関係】

3 その他

令和 7 年度退職者が未確定のため、影響については想定しておりません。